

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、報告において述べた事柄に十分留意して、次の措置をとられるよう勧告します。

1 期末手当の改定

(1) 令和2年12月期の支給月数

ア 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（特定幹部職員及び再任用職員を除く。）については、期末手当の支給月数を1.25月とすること。

イ 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員（再任用職員を除く。）については、期末手当の支給月数を1.05月とすること。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、期末手当の支給月数を1.65月とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給月数

ア 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員及び再任用職員を除く。）については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.275月とすること。

イ 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員（再任用職員を除く。）については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.075月とすること。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.675月とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1(2)の措置は令和3年4月1日から実施すること。